

高校生の人権意識を高める教育実践の研究

－ 明治初年・解放令反対一揆「播但一揆」についての指導－

山田 栄 (兵庫県立山崎高等学校) ・ 大垣 輝行 (兵庫県立姫路商業高等学校)
藤井 徳行 (兵庫教育大学 社会言語教育学系)

本研究の目的は、高校生の人権意識を高める授業実践の在り方の検討である。人権問題の中で歴史的・社会的に重大な問題として、部落差別の問題がある。小・中・高等学校では他の人権教育に時間が割かれ、同和問題に触れていくことが少なくなっている。その影響で児童生徒の部落問題に対する意識が弱体化している。そこで歴史的できるだけ正確な知識を増やし、正しい理解を得ることによる人権意識の高揚が求められる。部落問題を正しく知ることがその他の多くの人権問題に対する意識の高揚にも繋がる。故に部落問題認識が人権教育を進める上で非常に重要な位置を占めるといえる。

キーワード：人権意識、解放令、被差別部落、水平社、播但一揆、人権教育、同和教育

I. はじめに

我が国の歴史の中で、人間平等論を唱えたものは数少ない。部落解放を願い設立された「全国水平社」は1922年(大正11年)3月3日、京都岡崎公会堂で創立大会を行った。大会宣言の中で「吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、実行者であった。……(中略)……殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。」とある。これは明治維新から半世紀経ち、法的に被差別身分がなくなり50年間経過したが差別がなくなることに対する被差別部落大衆から発せられた人権宣言だと考えてもいい。この水平社宣言にいたる経緯の中で、発端となったのは明治初年の四民平等・解放令である。

明治4年8月28日に太政官布告、「穢多非人等ノ称廢セラレ候条、自今、身分職業トモ、平民同様タルヘキコト」と発せられた。このいわゆる「解放令」に対してはさまざまな反応があった。「解放令」を喜ぶ被差別民衆、「解放令」反対を唱え、庄屋に掛け合ったりする者達、また被差別部落襲撃が準備されたりと複雑であった。多くの反対論者の言動は太政官布告に異を唱えるというもので、明治政府にとっては厳しいものであったことは否めない。

「播但一揆」の先行研究を概略すると、「解放令反対」側面よりも維新政府の諸政策に反対した「新政反対」側面が重視されている。安藤礼二郎氏(『西播民衆運動史(明治大正)』 姫路文人会談 1982年刊)によれば、「各種史料によると多く元皮多村農民がこの一揆に参加し行動を共にして」おり「まったく維新政府権力に対する反抗であり、その末端権力、悪徳地主商人に対する誅伐であって、解放令に反対する農民の姿などどこにも見当たらない」とされる研究もある。該一揆にどれほど「解放

令反対」の性格がみられるかを、一揆の発生過程を分析する中であきらかにする。

II. 「播但一揆」について

① 「解放令」について

明治4年8月28日に「解放令」が布告され、明治6年までに「部落解放反対騒擾」が全国で10件発生している。そのうち明治4年10月に発生した、いわゆる「播但一揆」が全国最初の解放令反対一揆である。

「解放令」布告の背景について公議所の論議から解き明かされているが、明治2年「全国統一戸籍編成規則案」策定の頃から現実化したと思われる。大江卓が関わった民部省「穢多・非人等廢止」案は却下され、明治4年4月「全国統一戸籍法」が成立している。この戸籍法は族籍簿を原則としており、「解放令」布告を予告するものではなかった。『人権の歴史』によれば「『解放令』が出される20日前の8月10日、租税寮から大蔵省へ提出されている文書に、「穢多・非人の宅地には、或は石割を賦せる者あり、或は除地と為して石割を賦せざる者ありて、復た定期無し一中略一般に還納せしむ可きものなり」として、これまでの免租地に対して、地租などの賦課を準備しようとしている」とあるように、7月・廃藩置県前後の政治過程と密接に関連していると思われる。族籍簿を克服した翌年の「修正戸籍法」に関連して布告されたのか、『人権の歴史』のように「地租改正」に関連していたのか、議論されている。いずれにしても維新政府の“新政”過程のなかで、一律無条件の「解放令」が布告されていることを見逃してはならない。経済的不平等を解決していくような施策もなく、突然の“賤称廢止令”というべきもので国民諸階層に揣摩憶測させ

ることになった。

②「解放令」に対する播但地域の反応

「解放令」は生野県には9月15日、姫路県には9月17日に布達されている。生野県では同月20日に朝来郡各村で「解放令反対嘆願」行動がとられている。姫路県でも同じように「解放令反対嘆願」行動がとられるが、同質の行動と見なすことはできない。というのは生野県は前年10月、屋敷番号を付した久美浜県戸籍仕法によって戸籍編制をすませている。ところが姫路県の「解放令反対嘆願」行動は戸籍改め抜きに語ることはできない。被差別部落側の「穢多非人同様」を求める行動にもその違いをみることができる。9月28日の姫路県山崎組庄屋・小国鉄十郎宅における敷台への“腰掛け”は戸籍改めの確認の一つとして行われているが、10月3日の生野県屋形組庄屋・高橋興三兵衛宅での“腰掛け”は純粋に「穢多非人同様」を求める行動である。

また姫路県・山崎組と生野県・屋形組は県境で南北に接しており“腰掛け”行為などに直接的な影響を想定することができるが、上述したように戸籍改めについては全く異なった背景があったことを指摘しておかねばならない。

③「播但一揆」の発生

生野県では屋形組など3組の嘆願が却下されると、屋形組の多くの村は「旧穢多ト買買^{いたさび}不致^{いたさび}」¹⁾の措置をとっている。さらに今井村など7ヵ村は10月初旬「小室天神社へ大寄合」を行い、竹槍を備え「奥向ニ事有レハ相凶次第下向ヨリ馳付 下ニ事有レハ天神ノ鐘撞キ奥ヨリ馳付」る取り決めをしている。しかしこのことが直接、暴動を惹起させるものではない。

姫路県では山崎組の「解放令反対」嘆願が県庁より却下され、「小前之者ハ中々聞入不申」²⁾の状況で「人別改め」の日を迎えている。「牛壺匹(百)石高二人式人差出」す流言さえ生じているが、明らかに戸籍改めに関わるものである。そして姫路県庁役人が10月13日、辻川組大庄屋所へ戸籍改めに出張するが、辻川・山崎両組の説得に午後5時までかかるほど反対行動は根強い。ところが同日夕刻、山崎組の西北部に位置(つまり戸籍改めを今後に予定)する町村・須賀院両組民衆が武装して乗り込み、一揆発生となった。要するに本来「解放令反対」要求であったものが、姫路県ではこの段階にいたって「穢

多平民同様」措置を含む戸籍改め反対に転換されている。

④「播但一揆」の要求と経路

そして「播但一揆」は播磨・但馬地域(姫路県・生野県)を連続的に伝播したとする先行研究が一般的である。その典拠となったのは、旧兵庫県の「播磨國神東神西等諸郡騒擾」報告³⁾、「此月十三日頑民遂ニ神東郡辻川村ニ嘯^{しやうしやう}聚シ姫路縣官吏ヲ殺シ……此日午後二時頑民遂ニ兵ヲ發シテ攻撃シ殺傷過當其通ル、者數十人ヲ捕縛ス此ニ至テ兇徒一旦解散スト雖モ尚ホ所々へ嘯聚シ此夜屋形村ニ於テ生野縣出張官吏式名ヲ殺シ翌十五日其人員凡式千人許但馬國生野縣ニ迫リ鑛山局器械ヲ破毀シ遂ニ火ヲ放チ之ヲ焚キ縣廳へ闖入ス」によると思われる。

姫路県一揆には明文化した要求が残されていない。辻川組大庄屋所における県庁役人と村方役人との話し合いで、戸籍改めを被差別部落と別個に行う・立会う被差別部落庄屋を一段下げて座らせる等の方法を講じているように、「解放令反対」にからむ動きが焦点になっていた。また町村・須賀院両組を中心とする一揆勢は大庄屋所の焼き打ちを行っており、戸籍改めの実力阻止がその目的(=要求)であったと考えられる。戸籍改めが行われる大庄屋所の焼き打ちこそ、「解放令反対」の具体的なあらわれとみるべきであろう。

また姫路県一揆が須賀院から二手に分かれ、そのうち北上勢が生野県に侵入したとされる。しかし「栄蔵調書」は、西光寺野→北上して田尻村・辻川組大庄屋所・山崎組大庄屋所のコースを西光寺野→(「穢多一条可及訴訟」のため)「兵庫県出庁社村」の経路に主導していたことを供述しており、北上勢はかかる経路の途中で姫路県常備兵に阻止され生野県には侵入していない。一方の西方勢は当初は大庄屋所を、後には庄屋や開拓使役所を襲撃する動きをみせている。また西方勢の首謀者・経路も明確になっていない。

それに対して生野県・屋形組は姫路県・辻川組大庄屋所の火の手を見ながら、当日に行動を起こしていない。「加勢ニ不出村ハ焼拂突殺ス」流言を根拠に、村方役人が③での取り決めに従い、姫路県に接した千原村へ村民を集合しているだけである。このことが暴動につながるには、同日屋形村へ鎮撫出張にきた生野県庁役人と対峙することを待たねばならない。役人への要求は、「一高免ノ事 / 一 今井村元皮多助左衛門へ御理解相願度事 / 一 検地ノ事 / 一 百姓所替ノ事 / 一 百石

1) 内閣文庫『府県史料 兵庫県』(第十八巻 政治部 騒擾・時変 辛未十月十七日)

2) 福崎町史編集専門委員会編『福崎町史 第四巻 資料編Ⅱ』「二 姫路藩山崎組大庄屋日誌 三木進氏所蔵」

3) 内閣文庫『府県史料 兵庫県』(第十八巻 政治部 騒擾・時変 辛未十月十七日 権少属石巻 本廳御中)

ニ付牛二疋人一人差出候様御触ノ事」と錯綜した内容になっている。この要求に応えることができなかった役人2人を殺害して暴動化している。翌日の県庁への要求は、「一 伺中穢多是迄通ノ事 / 一 御年貢筋三分勘辨ノ取計可有之事 / 一 百石牛一疋人一人差出無之事 / 一 明年ヨリ御廻米御免ノ事 / 一 検地無之事 / 一 社寺院良木伐取無之事 / 一 徒黨ノ頭無之様聞届候事 / 一 異人ノ儀鑛山司へ掛合難儀不相成様取計可遣事」である。流言による「故障ナキ」村々の一揆参加もあって「御年貢筋三分勘辨」などの拡大した要求が加えられているが、遡った動きから「百石牛一疋人一人」の流言の強固さとともに「伺中穢多是迄通」の要求が基本的なものとしてあった考えられる。

生野県一揆の経路はほぼ明確になっている。翌日鶴居村・山王神社に集結し、市川西岸を北上して太政官管轄下の鉱山器械所を焼き打ちしている。

Ⅲ. まとめ

以上のように姫路・生野両県一揆とも民衆の「解放令反対」として発生したものである。そして姫路県・山崎組北部では一揆盟約とともに“竹槍”を取り揃えている。この“竹槍”は何に対して準備されたものであろうか。また生野県においても、屋形組に向かう県庁役人に被差別部落の民衆が「近村ノモノモ追々竹槍ヲ携可罷出候様子 成敗等被致候テハ歎ケ敷」と訴えている。このことは一揆が「解放令反対」として県庁だけでなく、被差別部落を対象に攻撃する可能性のあったことを示している。そして差別構造の温存は、明治6年の「解放令反対一揆」、被差別部落を襲撃し死者をもたらした北条県一揆(いわゆる「血税一揆」)となってあらわれることに繋がるのではないか。「播但一揆」をたんに維新政府の「新

V. 学習指導案

第1時 解放令発布について

政」反対行動としてだけ捉えるのではなく、あらためて“差別構造を抱えた民衆の負の行動”として把握しておくべきだろう。

高等学校での授業実践として「播但一揆」をあつかう場合にはおよそ3時間ほどを要する。明治維新の時代背景から始まり、解放令発布、解放令拒否、反対一揆と流れていく。播但一揆の学習を通じて、人々の思いに心を馳せ、現実の差別に目を向け、差別を拒否できる人間育成に役立てたい。そこで具体的な学習指導案を示そう。

IV. 指導案

1. 単元 解放令と播但一揆

2. 資料・「兵庫の人権の歴史 解放の道を求めて」

(発行 兵庫県同和教育協議会)

・「人権の歴史 下」(兵庫県同和教育協議会)

・原田伴彦「被差別部落の歴史」(朝日新聞社)

・「現代の日本史」(山川出版社)

・「HUMAN RIGHTS -いま私がひ

らく未来-」(兵庫県教育委員会)

3. 方法

明治政府がどのような経緯と意図で解放令を発布したのか、またそれに対する一般大衆の反応はどうであったかを想像・検証していく(事実認識)。

その後130年以上経過した現在まで部落差別が存在している原因の一端を考えていく(考証)。

解放令の内容、また解放令に対する受け止め方など、被差別者とそうでない人たちのそれぞれの立場でどう捉えられたのか考察・実践できるようにする(想像・自己変革)。

生徒間の意見交換により議論を深める(相互理解・人権意識の高揚)

経過	指導項目	学習内容・活動	指導上の留意点
導入 10分	・明治維新の概要について。	・明治維新に至る状況を簡単に復習。(大政奉還、廃藩置県等を中心に)(資料1)	・時代の変化を単純に善悪だけで論じない。
展開 30分	・解放発布の背景について。	・大江卓、加藤弘之らの建議の意図・内容を探る。(資料2) ・解放令を要求。(資料3) ・政府の外国に対する体面、地租改正。	・政府が積極的に身分制度をなくしたのではなく、諸事情により解放せざるを得なかったことを確認。
	・解放令発布。	・1871年(明治4)8月28日太政官布告第61号の内容の理解。	・布告内容全文を読む。

	・解放令の波紋	・部落の人々の解放の喜び。 ・解放祝いの餅つきなど。 ・旧来の差別的慣習拒否の申し合わせ。 (解放令発布後の「土下座」拒否などについて) (資料4)	・被差別者の悲願を認識。 ・「平等への自覚」について被差別民の行動を知る。
整理 10分	・本時のまとめ	・次回の解放令反対一揆の学習につなぐ。	・「解放令」発布の経緯、波紋等を念頭におき、次回の学習に活かす。

資料1「現代の日本史」(山川出版社 P41~42)

資料2「人権の歴史 下」(兵庫県同和教育協議会 P12~16)

資料3「人権の歴史 下」(兵庫県同和教育協議会 P16~19)

資料4「兵庫の人権の歴史 解放の道を求めて」(兵庫県同和教育協議会 P54~56)

(生徒の反応)

- ・長い間の差別から解放されると感じた部落の人たちはどんなに喜んだのかと思う。
- ・身分制度が崩れていくことに不安を覚える人たちがいることも事実だろう。
- ・身分階級がなくなることですべてがよくなると信じた部落の人たちは、素直な気持ちだと思う。
- ・解放令もいろいろな人の要求があってから出てきたのだと思うと、最初に要求した人たちに感謝したい。

第2時 播但一揆(解放令反対一揆)について

経過	指導項目	学習内容・活動	指導上の留意点
導入 10分	・前時の復習。	・解放令の発布された時代背景等等、前回の学習を思い出す。	・前回の学習の重要ポイントを列挙する。
展開 30分	・解放令反対の動き。	・「五万日の日延べ」という虚言(奈良) (資料6) 生徒に実際に計算させる。 ・なぜこのような嘘をいうのか。	・五万日といえば136年10カ月余。五万日後の日は2007年6月になる。
	・解放令反対一揆。	・3年間に11件の解放令反対一揆(全国) (資料7)	・一揆の形態、内容等を簡単にふれる。
	・播但一揆の発生	・10月12日姫路県辻川村にて県庁役人への嘆願に端を発す。10月13日最初の実力行動。14日には山崎から屋形へ。須賀院からは二手に分かれ進み、鎮圧されるまでの流れを見る。(資料8,9,10)	・一揆の発生の歴史を資料を基に検証する。
整理 10分	・本時のまとめ	・解放令に反対する人々の意図と被差別部落の人々の考え方には大きな隔たりがあったことを知る。	・社会的弱者の立場で考えられるように指導し、司会の学習に活かす。

資料6 原田伴彦「被差別部落の歴史」(朝日新聞社 P182)

資料 7 原田伴彦「被差別部落の歴史」(朝日新聞社 P183~185)

資料 8 「人権の歴史 下」(兵庫県同和教育協議会 P58~60)

資料 9 「兵庫の人権の歴史 解放の道を求めて」(兵庫県同和教育協議会 P64~69)

資料 10 「兵庫の人権の歴史 解放の道を求めて」(兵庫県同和教育協議会 P69~71)

(生徒の反応)

- ・制度としての差別から解放されると感じた部落の人たちは反対一揆にどんな思いを感じたのか想像がつかない。
- ・農民の解放令反対一揆の気持ちはよく分からない。
- ・「五万日の延期」と聞けば大したことはないと思うが、136年以上と聞くとぞっとする。
- ・なぜ一揆という方法しかできなかったのか、分からない。

第3時 播但一揆(解放令反対一揆)について

経過	指導項目	学習内容・活動	指導上の留意点
導入 10分	・前時の復習。	・播但一揆の発生状況を思い出す。	・前回の学習の整理
展開 30分	・解放令を拒否する村ぎめ。	・多紀郡における「解放令反対」の村ぎめの資料をもとに、差別意識が村の申し合わせとなった事実を確認する。	・「解放令反対一揆」同様、解放令を拒否する動きがあったことを知る。
	・なぜ「播但一揆」等、解放令に反対する動きがあったのか。	・当時の庶民の生活と被差別部落の生活を対比し、「解放令」の意義を考える。	・当時の生活実態を踏まえ、「解放令」を喜ぶ側と反対する側の意識を考える。
	・“差別構造を抱えた民衆の負の行動”として捉える。	・解放令反対の動きが部落差別を今日まで残している要因の一端と捉える。	・政府と国民が一体となる取り組みが必要。
整理 10分	・本時のまとめと3回にわたる全授業のまとめ。	・被差別民衆と一般市民との心の乖離が差別を生み出し、温存させることを理解する。	・「播但一揆」の学習を差別完全解消のために活かす。

資料 11 「人権の歴史」(兵庫県同和教育協議会 P67~69)

資料 12 「兵庫の人権の歴史 解放の道を求めて」(兵庫県同和教育協議会 P71~72)

資料 13 「兵庫の人権の歴史 解放の道を求めて」(兵庫県同和教育協議会 P72~75)

(生徒の反応)

- ・解放令を拒否する人たちは自分たちだけよければいいと思っている。部落の人たちの気持ちは分かっていない。
- ・自分たちも差別されているということが分からない一般平民の人たちは可哀想だ。
- ・解放令反対の人たちは部落を襲撃せずに庄屋とか政府に反対をしてみた意味が少し分かった。
- ・部落差別は明治の解放令ですべてなくなっているはずなのに残ってきたのは、このような反対派の人たちがいたからだと思う。

VI. 成果と課題

「播但一揆」を高校生対象の授業で扱うことは困難を要することかも知れない。それは実際に部落問題に対する学習不足の場合もそうだが、教師の姿勢が部落問題学習からかけ離れた状況であれば、到底、消化しきれぬ内

容とは言い難いからである。したがってまず教師の姿勢が問われる。部落問題の解決に前向きであることが第一であり、その上、事前に入念な研修を積んでおくことが必要である。そして学習指導案に沿って授業展開をし、生徒の多様な反応を得ることができれば、この授業実践は成功したといえるだろう。ただ生徒の反応には、極論

や一面的な見方で、偏った意見が多数を占める場合も想定される。最終的に授業を担当している教師の姿勢と力量に依拠するところが大きい。それぞれの教育現場での教師の姿勢をよくする研修会や交流を多く持ち、日々研鑽できる環境作りが重要になってくるだろう。